

## 【アメリカ】2020年アメリカ高齢者支援法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

\* 2020年3月25日、2020年アメリカ高齢者支援法が制定され、1965年アメリカ高齢者法の歳出を再授権し、関連する規定を整備した。

### 1 1965年アメリカ高齢者法の概要

米国では、全人口に占める65歳以上の人口は16.3%（2019年現在）である。この下で、1965年アメリカ高齢者法<sup>1</sup>（以下「高齢者法」）は、主として60歳以上の高齢者に対して広範なサービス及びプログラムを提供する<sup>2</sup>。ここには、食事サービス（会食又は配食）、家族介護者支援、55歳以上の低所得高齢者の地域雇用を促す高齢者地域サービス雇用、施設の入居者虐待等の問題解決にあたる長期介護オンブズマン・プログラム等が含まれる。高齢者地域サービス雇用は、労働省雇用訓練局が運営し、その他のプログラムは、保健福祉省地域生活庁高齢化対策局が運営する。高齢者法は、連邦に高齢化対策局を、州に州高齢者局を、市等に地域高齢者局を設け、これらの部署からなる高齢者ネットワークを通じ、また、適格な先住民部族等には連邦から直接に、補助金等を提供する。多くのプログラムは、連邦の補助金に、州等の一定割合の義務的支出（match）を合わせて運営される。この法律の歳出を再授権し、関連する規定を整備するために、2020年3月25日に、2020年アメリカ高齢者支援法<sup>3</sup>が制定された。

### 2 2020年アメリカ高齢者支援法による改正の概要

#### (1) 直接介護労働者の処遇改善

州、公共機関、民間非営利機関等が補助金又は契約により行うプログラムに、賃金、手当及び昇進機会の提供やキャリア計画の提供により、直接介護労働者<sup>4</sup>を募集し、雇用を維持し、及び処遇を改善するための新戦略の実証実験を加える。（高齢者法第411条a項(13)）

#### (2) 家族介護者全米戦略の作成等を行う法律の延長

慢性病患者、障害者等の家族介護者等のために、①被介護者及び家族中心の介護の促進、②レスパイト<sup>5</sup>の選択肢、③家族介護者の家計の安定及び職業に関わる問題につき、全米戦略の作成等を行う法律（2018年1月22日制定）<sup>6</sup>を、2022年の同日まで1年延長する。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月10日である。

<sup>1</sup> Older Americans Act of 1965, P.L.89-73. 2020年3月25日現在の条文は、次のサイト参照。<<https://acl.gov/sites/default/files/about-acl/2020-04/Older%20Americans%20Act%20Of%201965%20as%20amended%20by%20Public%20Law%20116-131%20on%203-25-2020.pdf>>

<sup>2</sup> 米国には公的介護保障制度は存在せず、医療の範ちゅうにある一部の介護サービスをメディケアが、低所得者層のために一定のサービスをメディケイドが行い、それ以外を高齢者法及び社会保障法第20章に基づく補助金プログラムが担う。厚生労働省『2018年海外情勢報告』p.55。<<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t2-04.pdf>>; 和気純子ほか「第11章 社会福祉サービス」『先進諸国の社会保障7 アメリカ』東京大学出版会、2000、p.211。

<sup>3</sup> Supporting Older Americans Act of 2020, P.L.116-131. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ131/PLAW-116publ131.pdf>>

<sup>4</sup> 在宅又は施設の高齢者等に日常的医療行為を行う者、精神病患者の生活支援、検査の付添い等を行う者、看護師の指示の下で、食事、入浴、着替え等の介助を行う者等をいう。42 U.S.C. § 295p(16)。

<sup>5</sup> ケア・ワーカーやボランティアが介護を肩代わりし、介護者が介護負担から解放される機会を提供するもの。平山亮「3. アメリカの家族介護者支援：現状と課題」立命館大学人間科学研究所編『共同対人援助モデル研究報告書1: 家族介護者支援を考える-日本と英・豪・米の比較研究』2011年2月、p.31。<<http://www.ritsumeihuman.com/psic/model1/27-39.pdf>>

<sup>6</sup> RAISE Family Caregivers Act, P.L.115-119。

### (3) 健康な高齢化及び高齢者に優しい地域に関する省庁間協力委員会の設立

従来の「高齢化委員会」を「健康な高齢化及び高齢者に優しい地域委員会」に改称し、同委員会は、①高齢者の自宅居住、②ホームレス化防止サービスへのアクセス、③長期介護支援へのアクセス等を援助するため、省庁間調整及び勧告の作成を行う。(高齢者法第 203 条 c 項(1))

### (4) あらゆる年齢の者が対象となることの明記

家族介護者が介護するアルツハイマー病又は他の関連する神経障害及び器質性脳障害患者には、高齢者に限らず、あらゆる年齢の者が含まれることを明記する。(同法第 302 条 3 項)

州長期介護オンブズマンが保護する者を、従来は、単に長期介護施設に居住する者としていたが、これを施設に居住するあらゆる年齢の者と明記する。(同法第 711 条第 6 項)

### (5) 食事プログラムの改善

州は、地域高齢者局と協議の上で、会食食事サービスと配食食事サービスの間の連邦補助金の移転における手続を簡素化し、行政上の障壁を減らし、限られた資源が、当該地域において最も食事サービスを必要とする者に向けられることを保障する。(同法第 308 条 b 項(4)(D))

### (6) 社会的孤立等の健康への影響

州が高齢者法 III 編に基づく補助金受給のために毎年作成し、保健福祉省に提出する州計画に基づき行う健康スクリーニングに、「社会的孤立に係る健康への負の影響についてのスクリーニング」及び「外傷性脳損傷のスクリーニング」を加える。(同法第 321 条 a 項(8))

### (7) 家族介護者全米支援プログラムの上限の削除

州が行う家族介護者全米支援プログラムにおいて、連邦の支出割合は 75%、州及び地方の支出割合が 25%とされる。従来、老齡親族介護者<sup>7</sup>に対する州の支援は、プログラム全額の 10%を超えないとされていたが、この上限を削除する。(同法第 373 条 h 項(2))

### (8) 高齢者の移送サービスの拡充

非営利組織が補助金又は契約により行う高齢者の移送サービスの選択肢（公共交通、オンデマンド、ボランティア等）の情報を集約し、入手可能性等を改善する。また、高齢者が、事前に、オンデマンドの移送スケジュールを組むこと等を可能にする。(同法第 416 条 b 項(2)(D))

### (9) 複数世代協調補助金プログラム

高齢者と若者の両者にサービスを提供する適格な組織は、補助金を得て、両者の健康及び福祉に貢献する複数世代活動及び市民参加活動の機会、若者のメンターになる機会等を高齢者に提供する。(同法第 417 条 a 項)

### (10) 孫を養育する祖父母支援法の延長

孫を養育する祖父母支援法（2018 年 7 月 7 日制定）<sup>8</sup>第 3 条に基づく諮問委員会の存続を、2022 年の同日まで 1 年延長する。同委員会は、養育児童の健康、教育、栄養等のニーズを満たしつつ、祖父母の精神、身体及び感情の健康の維持のために入手可能な情報の提供等を行う。

### (11) 2020 会計年度の歳出授権

2020 会計年度については、2020 年アメリカ高齢者支援法による 21 億ドル<sup>9</sup>の歳出に加え、コロナ関連 2 法が、高齢者法に基づくサービスに対し、11 億 2000 万ドルの歳出を授権する<sup>10</sup>。

<sup>7</sup> 児童（18 歳未満）又は障害者（18 歳以上 59 歳未満）の親族を介護する 55 歳以上の者。高齢者法第 372 条 a 項(4)。

<sup>8</sup> Supporting Grandparents Raising Grandchildren Act, P.L.115-196. 原田久義「【アメリカ】孫を養育する祖父母を支援する法律」『外国の立法』No.277-2, 2018.11, pp.4-5.

<sup>9</sup> 1 ドルは約 108 円（令和 2 年 6 月分報告省令レート）。

<sup>10</sup> “Older Americans Act: Overview and Funding,” CRS Report, R43414, pp.9-12.